

平成22年度 介護保険料額決定通知のお知らせ

介護保険の1号被保険者（65歳以上）を対象に、7月中旬頃、今年度の介護保険料額決定額通知書を発送する予定です。

介護保険料は、下記の表のとおりとなっております。

なお、8月2日以降に65歳の誕生日を迎える方には、随時決定額通知書を発送します。

●保険料の納め方（通知の内容）

- 特別徴収（年金から天引きにより納めていただきます。）
- 普通徴収（同封の納付書により納めていただきます。）※口座振替をお勧めします。
- 資格取得時期、年金支給額等により特別徴収と普通徴収の併徴となる場合もあります。

平成22年度 所得等段階別介護保険料

段 階	保険料年額	所得などの状況（平成21年中）
第1段階の方	24,600円	生活保護の受給者・老齢福祉年金の受給者で町民税非課税の方
第2段階の方	29,520円	世帯全員が町民税非課税で年金収入と所得の合計が80万円未満の方
第3段階の方	36,900円	世帯全員が町民税非課税で年金収入と所得の合計が80万円以上の方
第4段階の方	49,200円	本人が町民税非課税で世帯の中に町民税課税者がいる方
第5段階の方	61,500円	本人が町民税課税者で合計所得金額が200万円未満の方
第6段階の方	73,800円	本人が町民税課税者で合計所得金額が200万円以上の方

■ 問合せ先 ■ 八峰町福祉保健課 保険年金係
☎76-4608

後期高齢者医療のお知らせ

後期高齢者医療の保険料決定通知が7月中旬に届きます

平成21年中の所得に応じて確定した平成22年度の後期高齢者医療保険料をお知らせする通知が、加入者の皆様に送付されます。

保険料は、特別徴収（年金からの徴収）と普通徴収（口座振替または納付書による徴収）による方がおりますので、ご確認ください。

尚、後期高齢者医療保険料の算定方法や減免等については、広報3月号をご覧ください。

又、保険料が年金から天引きされている方は、口座振替に変更することができます。福祉保健課窓口で納付方法の変更申請をしていただくとともに、金融機関で口座振替の手続きをする必要があります。

後期高齢者医療の被保険者証（保険証）が新しくなります

今までお使いいただいていた後期高齢者医療の「保険証」が新しくなり、7月下旬に、加入者の皆様全員に送付されます。申請手続きの必要はありません。

8月1日以降は、新しい保険証をお使いください。また、保険証は、被保険者の所得に応じて、自己負担割合が1割の方と3割の方がおりますので、ご確認ください。

〈今までお使いの保険証〉

（有効期限）
平成22年7月31日まで
〈注意〉
8月1日以降は、使用できません。

〈新しい保険証〉

（有効期限）
平成22年8月1日から
平成23年7月31日まで（1年間）
※7月下旬に、ご自宅へ送付されます。

●現在、限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方へ

平成21年中の所得で、世帯員全員が住民税非課税となる世帯の方は、入院時の食事代と1か月の医療費自己負担限度額が減額になる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。現在、交付を受けている方で、引き続き世帯員全員が住民税非課税となる世帯の方については、8月1日から有効となる「限度額適用・標準負担額減額認定証」を保険証と一緒に送付いたします。送付された方は、新しい証をご使用ください。

なお、平成21年中の所得で、世帯員全員が住民税非課税の世帯であっても、以前に交付を受けていない方については交付されません。交付を受けたい方は、福祉保健課で、申請していただくようお願いいたします。

～問い合わせ先～ 八峰町福祉保健課 保険年金係 ☎0185-76-4608

八峰町障害福祉法指定店 各眼科処方箋取扱店
補聴器・メガネ・時計・宝石・はんこ・ゴム印

吉田時計メガネ店

医療機器販売管理者 吉田 泰

八峰町八森字中浜15-2 電話:77-2034
ご自宅までお伺いします。お気軽にどうぞ。

皆川薬局



どちらの処方せんでもお受けします。

薬剤師 皆川鉄治・山脇一輝・山脇真理

八峰町峰浜沢目駅前 TEL.76-2052・FAX.76-2199

営業時間 7:00~20:00/休業日 日曜日・祝祭日